

答 申 書

第1 審査会の結論

岩出市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「岩出市総務部財務課が所有する『那賀郡岩出町沿革史』の公文書として証明できる町長決裁文書の原本」の公開請求（以下「本件請求」という。）について行った情報公開請求拒否の決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成28年1月12日（受付は同日）、異議申立人は、岩出市情報公開条例（平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、本件請求を行った。
- 2 同年1月22日、実施機関は、本件請求に対して、「請求文書が存在しないため」との理由により、拒否する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年1月28日（受付は同日）、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、実施機関に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

拒否の決定を取り消せ。

第4 異議申立ての主張の要旨

異議申立人の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

- 1 拒否の理由である「請求文書が存在しないため」は、根拠がない。
- 2 当時の町長が決裁していない「那賀郡岩出町沿革史」は、違法文書であり、岩出市情報公開条例第2条第2項の規定による公文書ではなく偽造している文書である。

第5 実施機関の説明

- 1 「那賀郡岩出町沿革史」とは、以前に異議申立人からの公文書公開請求に応じて公開したもので、昭和31年9月30日の合併に関する経過を記録するためとして昭和50年6月1日に当時の助役により作成された簿冊であり、昭和31年7月7日付けで和歌山県知事あてに行った「那賀郡岩

出町外3ヶ村を廃しその区域並びに同郡小倉村の一部の区域をもって岩出町を設置する処分申請」に関する文書が綴られている。

- 2 「那賀郡岩出町沿革史」については、既に異議申立人に公開しているところであり、それ以外に「那賀郡岩出町沿革史」の作成について町長の決裁を得たことが明らかになるような文書は確認できなかったことから不存在として本件請求を拒否した。

第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の対象となった公文書について

異議申立人は、「那賀郡岩出町沿革史」について公文書であることが証明できる当時の町長が決裁した文書の公開を求めている。一方、実施機関は、以前に公開した「那賀郡岩出町沿革史」のほかには、「那賀郡岩出町沿革史」に関する文書はなく、当時の町長が決裁した文書は確認できないとしている。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 審査会は、条例第13条に規定されているように実施機関が行う公文書の公開可否決定等に係る判断の妥当性について審査を行う機関であり、異議申立人の主張する以前に公開した「那賀郡岩出町沿革史」の真偽について判断を行うものではないところ、本件処分の対象となった公文書が存在しないとする実施機関からの説明について検討を行った。
- (2) 「那賀郡岩出町沿革史」として綴られている文書について確認したところ、昭和50年6月1日に当時の助役が作成したとする記載は確認できたが、当時の町長の決裁を得たことが明らかになるような文書については確認することはできなかった。
- (3) 実施機関は、異議申立人に対して既に「那賀郡岩出町沿革史」として綴られている文書の全てを公開していることからすると、対象となる公文書を何ら隠蔽する理由はないと考えられるところであり、「那賀郡岩出町沿革史」の作成について当時の町長の決裁を得たことが明らかになるような公文書は確認できないとする実施機関の説明に何ら不自然、不合理な点は認められない。
- (4) よって、実施機関が行った本件処分は、妥当である。

- 3 以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
H28・2・2	実施機関からの異議申立てに係る諮問書の受理
H28・2・9	審査会から岩出市長に対して弁明書の提出依頼
H28・2・16	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
H28・2・22	異議申立人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付 と反論書の提出依頼 （異議申立人から反論書の提出はなし）
H28・4・25	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・実施機関担当者から説明の聴取 （異議申立人から口頭での意見陳述の申出はなし）